

2018 B 日程 LS [1202]

受験番号

2018 年度 甲南大学法科大学院入学試験問題

専門論文試験  
憲法・民法・刑法  
(180分)

受験についての注意

1. 試験開始の合図があるまで問題冊子を開いてはならない。
2. 問題は3ページである。印刷不鮮明、汚損等があれば申し出ること。
3. 解答用紙は、憲法、民法、刑法各1枚である。解答用紙には裏面もあるので注意すること。
4. 解答は、該当する科目の解答用紙を使用すること。解答用紙を誤った場合、その答案は無効となる。
5. 答案は、横書きとする。
6. 答案は、実線内の番号に従って書き進めること。
7. 答案は、黒ボールペン（但し、フリクション等の消せるボールペンは不可）または黒インクの万年筆で記入すること。これら以外で記入された答案は、無効となる。
8. 答案を訂正するときは、訂正部分が数行にわたる場合は斜線で、1行の場合には横線で消して、その次に書き直すこと。
9. 下書きには、問題冊子の余白を適宜利用すること。
10. 問題冊子は必ず持ち帰ること。

## 専門論文試験 憲法

### 【第1問】

以下の【事例】を読んで、〔設問1〕〔設問2〕に答えなさい。

### 【事例】

Yは、私鉄A社が所有、管理するB駅の駅前広場で、同駅係員の許諾を受けずに、乗降客や通行人に対しビラを配布した（B駅の1日の乗降客は約1万人で、その半数が駅前広場前を通る）。そのビラには国会で審議中の法案に反対する内容が記載されており、Yはビラ配布後に演説を始めた。Yはビラ配りの当初から駅員に退去を要求されたが、これを無視して30分にわたりビラ配布、演説を続けた。Yは駅員の通報により駆けつけた警察官に逮捕され、鉄道営業法35条違反の罪で起訴された。

### 〔設問1〕

上記事例を検討する際に参照すべき最高裁判例を挙げ、その事実と判決の概要を説明しなさい。

### 〔設問2〕

Yの弁護人が、憲法上の権利と関連させつつ、Yの無罪を主張する場合、どのような主張を行えば良いか。憲法上の論点について書きなさい。

（鉄道営業法第35条）

鉄道係員ノ許諾ヲ受ケスシテ車内、停車場其ノ他鉄道地内ニ於テ旅客又ハ公衆ニ対シ寄附ヲ請ヒ、物品ノ購買ヲ求メ、物品ヲ配付シ其ノ他演説勧誘等ノ所為ヲ為シタル者ハ科料ニ処ス

### 【第2問】

国家の自衛権とは何か、簡潔に説明しなさい。また、個別的自衛権と集団的自衛権の違いを簡潔に説明しなさい。

## 専門論文試験 民法

### 【問題】

以下の【事例】を読んで、〔設問1〕から〔設問3〕に答えなさい。なお、商法の規定の適用については検討を要しない。

### 【事例】

Aは、自動車販売会社B（以下「B社」という。）に勤めており、平成28年4月1日より、B社の中古車部門の「営業部長」になった。

B社では、通常と異なり、「営業部長」の肩書きを与えられても、販売先の開拓と条件交渉の仕事をできるだけ、B社を代理して売買契約を締結する権限を与えられるわけではなく、契約の締結については、取引ごとに、「販売統括部長」の役職にあるKから権限を付与してもらう必要があった。

Aは、平成28年11月5日、B社所有の中古車（甲）につき、B社の代理人として、Cと売買契約を締結した（以下「本件売買契約」という。）。この取引に関して、Aは、Kから権限の付与を受けていなかった。

Cは、B社のショールームを訪れた際に、Aから「B社中古車部門営業部長」との肩書の手紙が渡されており、そのときにAが部下と思しき従業員に様々な指示を出しているのを見ていたこともあって、Aの販売権限について特に怪しむことがなく、また他に怪しむべき事情もなかった。

### 〔設問1〕

代理制度によって契約の効果が本人に帰属するための民法上の要件を答えなさい。

### 〔設問2〕

Cは、本件売買契約に基づいて、B社に対して甲の引渡しを請求できる可能性はあるか。

### 〔設問3〕

Cは、Aに対してはどのような請求をすることが考えられるか。

## 専門論文試験 刑法

### 【問題】

以下の【事例】を読んで、Xの罪責について論じなさい（特別法違反の点を除く。）。

### 【事例】

Xは、深夜、無賃乗車をしようとして決意し、Vが運転するタクシーを合図して停車させ、乗車後、Vに対し、P地点までの運転を依頼したので、Vはタクシーを発車させた。P地点の1キロメートルほど手前にあるスーパーマーケットの駐車場付近まで来た時、Xは、逃走するため、「携帯電話で友人に連絡を取らないといけないが、電池が切れそうなので、あそこの電話ボックスで電話をかけたい。」と同駐車場内に設置されている電話ボックスを指差しながらVに停車を指示した。Vは、「わかりました。」と言ってこれに応じ、後部ドアを開けてXを車外に降ろした。ここまでの乗車運賃は1万2千円になっていた。Xは、タクシーから降りて電話ボックスの方向に5、6歩歩くと、突然、電話ボックスとは反対の方向に走り出した。これを見たVは、乗り逃げと直感し、自分も降車して、「こら、待て。」と叫びながらXを追いかけて、タクシーの停車位置から100メートルほど離れた駐車場の敷地内でXに追いつき、その背中に手をかけ「料金を払え。」と申し向けた。これに対し、Xは、運賃の支払いを免れるためにVの顔面を振り向きざまに手拳で殴打した。その結果、Vは、後ろ向きに地面に倒れ、後頭部を打ちつけて一時的に意識を失った。そこでXは、更に売上金を奪おうと考え、タクシーの停車位置に戻ると、タクシーの中から5万円を持ち出して逃走した。